戸籍の証明書 の請求が便利 になります



こでも

本籍地が遠くにある方でも、 最寄りの市区町村の窓口に 請求できます!

2 まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国 各地にあっても、1か所の市 区町村の窓口にまとめて請 求できます!





なるんだね!とっても便利

にまとめて請求できるよ! 取れるようになるんだ! 取れるようになるんだ! の和6年3月1日から、戸籍証明書





広域交付始まるの巻

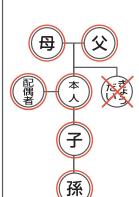


大変だなあ… 集めるのが 手籍証明書を を 大変だなあから 大変だなあがら



広域交付制度のポイント

- ●戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の 戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要が あります(郵送や代理人による請求はできません。)。
- ●窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の 提示が必要です。
- ●一部、請求できない戸籍証明書があります。
- ●茅野市では、出張所での取扱いは行っておりません。



戸籍証明書等も請求できるよ!子、孫など(直系卑属)失又は妻(配偶者)

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

檢 委 C

法務省HP



問い合わせ

茅野市役所 市民課 戸籍係 ☎72-2101 (内線 252・253・258)

出典: 法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp) 「戸籍の一部を改正する法律について」(法務省) (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)

けてね!は請求できないから気をつ者の婚姻前の戸籍証明書等でいから気をついままでのを配偶になった配偶にだし、きょうだいの戸籍

